

発行：精神障害者の自立支援を考える会

「刑法 39 条、医療観察法を考えるシンポジウム」を開催しました

～過去最高の 120 名を超える参加で熱心に議論～

6 月 16 日（日）、札幌市教育文化会館において「刑法 39 条、医療観察法を考えるシンポジウム 2019」を開催しました。第 5 回目となる今年のシンポジウムは、刑法 39 条事件の被害者に対し、加害者の処遇情報を提供とする法務省「通達」が昨年 6 月に出されて 1 年を迎え、10 月には北海道大学病院が医療観察法に基づく道内初の入院医療病棟の設置が発表されたことで関心が高く、これまで最高の 120 名を超える参加となりました。



120 名を超える参加で盛況

参加者は精神保健福祉従事者が 6 割で多数ですが、医師や大学教員・学生、精神障がいを抱える当事者・家族など多様でした。地域的には札幌市近隣が大多数ですが、遠路東京をはじめ名寄・旭川・滝川・登別市など道内外各地からの参加がありました。年代別には 30・40 代が 52% で過半数を占め、20 代が 11%、50 代以上は 37% です。



木村代表の基調報告

プログラムの最初の「基調報告」で木村代表は、昨年 6 月の法務省保護局の「通達」により 39 条被害者の「知る権利」が大きく前進したが、医療審判への被害者参加、加害者の処遇情報の提供など残された課題の提起と、被害者の尊厳・権利の回復と加害者支援の相互理解による「誰もが安心して暮らせる共生社会の実現」の重要性を訴えました。

特別講演で北大病院の賀古勇輝先生は、「医療観察法」の仕組みと、「北海道初の医療観察法による入院病棟の整備」について詳しく分かりやすく解説しました。

札幌学院大学の望月和代教授、ピアサポート協会矢部滋也代表、山田廣弁護士を加えたパネルディスカッションの後、質疑応答では会場から熱心な発言が相次ぎ、最後まで盛り上がったシンポジウムとなりました。

北大病院賀古先生の講演



【連絡先】代表 木村 邦弘 〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 13 丁目 1 番地 90

ダイアパレス植物園Ⅲ901 号 電話・FAX：(011) 272-7188 携帯：090-2073-0831

E-mail:kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

http://hiro-himawari.net/

札幌学院大学の研修で「刑法 39 条被害者の尊厳と権利」について講話しました

6月10日、当会ワーキングチーム（WT）のメンバーである札幌学院大学望月和代先生（人文学部教授）の研修「精神保健福祉理論と相談援助の展望」で、木村代表が30名の受講生に「刑法39条事件の被害者支援の理解」をテーマに講話をしました。受講生の約半数は「精神保健福祉士」の国家資格をめざす学生で大変熱心で、最後の感想レポートでも率直な思いが述べられていました。

誰もが知るべき問題

いつ私自身や周りにこのような悲しい事件が起きるか分からないので、自分が被害者又は加害者の身内になってしまった時、どのような行動ができるのか考えていきたいと思った。国はもっと被害者支援に力を尽くすべきではないか。専門職だけでなく誰もが知ってほしい問題だと思う。

被害者と加害者両方の支援を

被害者は、加害者が精神障害を持つ人、持たない人であっても負う傷は一緒に被害者側に情報が開示されるべきだ。でも精神障害を持つ医療観察法の対象者も、社会の中で苦しめられる被害者とも云える。これからは、加害者と被害者の両方の側からの支援を考えたい。

2019年度前期の「ピアサポート基金」助成先が決定しました

2019年度の札幌市「さぽーとほっと基金」の冠基金「ひまわりピアサポート基金」の前期の公募と団体指定の助成先が決定し交付されました。

団体名	区分	助成事業名	助成額	実施時期
レターポストフレンド相談ネットワーク	公募	会報「ひきこもり」の発行（奇数月）	10万円	7月～5月（6回）
若年認知症の人と家族の会	指定	内報「ひまわり通信」の発行（偶数月）	10万円	6月～4月（6回）
キャンサポート北海道	指定	がん患者のピアサポート推進事業「がんサロン」	10万円	7月～3月（8回）
北海道ピアサポート協会	指定	こころのピアサポート In 北海道	10万円	2020年3月
		合計	40万円	

2019年度の助成予定額50万円に対し、前期は4件40万円の実績です。

後期は10万円を目標に7月に公募及び団体指定助成を受付けます。

特に団体指定は1万円単位で10万円までの少額助成で、ちょっとした事業に使い勝手が良いので申請をご検討してはいかがでしょうか。